

# 各記録簿の電磁的方法による作成・保存又は交付に関する取扱いについて

令和7年7月8日に標記取扱いについて施行されましたのでお知らせします。

『電磁的記録』・・・コンピュータによる情報処理の用に供されるもの。

『整備記録システム』・・・点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステム。

『電磁的記録媒体』・・・磁気ディスク・CD-ROM等これに準ずる方法により記録することができる記録メディア。

『スマートフォン等の電子媒体』・・・スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体。

## ◎自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項

### 1. 記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

- (1)電磁的記録により作成 → スマートフォン等の電子媒体のファイルへの記録又は、電磁的記録媒体で作成。
- (2)電磁的記録により保存 → 1. (1)の方法をもって調整するファイルへ保存、スキャナで読み取った電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体のファイル又は電磁的記録媒体で保存。
- (3)直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置をとること。
- (4)持込み検査を受けようとするときに点検整備記録簿等を提示する場合は書面とする。

### 2. 記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン

- (1)整備記録システムにより記録簿等を電磁的記録で作成、保存、更新、消去の日時、更新箇所並びに作業者を自動的に記録し保存、また検索できるようにすること。
- (2)記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができるようにすること。
- (3)(2)の電磁的記録媒体は、保存場所を定め、施錠保管等し不正改ざんを防止すること。
- (4)バックアップをおこなって、データ消失対策をすること。

### 3. 整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

#### (1)整備記録システムの安全対策

- ①次の権限について ID・パス等の管理を厳重におこなうこと。
    - ・自動車検査員権限
    - ・整備主任者権限
    - ・記録簿等の情報を起票及び入力する権限
  - ②電磁的記録を公衆回線にて直接接続したスマートフォン等の電子媒体に保存する際、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置をとること。
  - ③記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーを検出する等、入力漏れ及び誤操作を防止すること。
  - ④管理において、管理責任者を定めるとともに管理規程に次の項目を定めること。
    - ・ID・パス等の管理(付与・廃止)
    - ・電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
  - ⑤非使用時には機能を停止させること。
  - ⑥ID は複数者で共用しないこと。
- (2)整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、周知徹底を図り、操作マニュアルを備えつけること。

#### 4. 特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合の遵守事項

(1)書面に代えて電子的記録として交付する場合、次の方法によりおこなうこと。

①事業者から使用者に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しを送信する方法。

②使用者が事業者の管理するウェブサイトやクラウドにアクセスするなどして電子データをダウンロードする方法  
又は、電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付。

(2)交付したデータは使用者が出力することにより書面を作成できるようにする。

(3)電磁的記録により交付しようとするときは使用者に承諾を得ること。

(4)(3)の承諾が得られなかった場合又は、後日承諾を撤回の申し出があった場合電磁的記録により交付してはならない。

(5)電磁的記録による交付する使用者に対して、次の方法を教示すること。

①電子データを閲覧する方法

②直ちに明瞭な状態で映像面に表示する方法

③電子データに係る書面を作成する方法

※詳細については、(国土交通省 HP)以下の URL よりご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000341.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000341.html)